The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	宗教批判の自由と差別の禁止（一）：イギリスにおける神冒瀆罪から宗教的憎悪扇動罪への転換に関する考察
Author(s)	村上, 玲
Citation	阪大法学. 2013, 62(5), p. 233-250
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60164
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

宗教批判の自由と差別の禁止（一）

――イギリスにおける神冒瀆罪から宗教的憎悪扇動罪への転換に関する考察――

村上　玲

はじめに
第一章　神冒瀆罪の概要
　第一節　神冒瀆罪の歴史
　第二節　神冒瀆罪が適用される宗教と同罪の成立要件
　第三節　神冒瀆罪と欧州人権条約　（以上本号）
第二章　宗教的憎悪扇動罪の創設と神冒瀆罪の廃止
　第一節　神冒瀆罪の問題点と改廃に関する議論
　第二節　宗教的憎悪扇動罪の創設
　第三節　神冒瀆罪の廃止
　第四節　宗教的憎悪扇動罪の創設と神冒瀆罪の廃止に関する検討
おわりに

（阪大法学）62（5-233）1425〔2013.1〕

はじめに

イギリス人作家 Salman Rushdie の著作『悪魔の詩』や、デンマークの国内紙に掲載されたイスラム教の預言者ムハンマドに関する一二枚の風刺画のように、宗教を題材とした表現はこれまでたびたび世界的な関心を集めてきた。これらの事件では、イスラム教が表現の題材とされていたため、表現の自由を重んじる西洋諸国と、宗教感情等を含む信教の自由を重んじるイスラム諸国との価値対立としての側面が捉えられ、報道された。

しかし、表現の自由を重視しているといわれる西洋諸国、特にこれらの事件の発端地となったヨーロッパにおいても、宗教を冒瀆する表現や宗教を理由として差別を唱道する若しくは憎悪を扇動する表現を規制する法規定を有する国は多々存在している。[1] また、汎ヨーロッパ的動向にも目を向けてみると、「人権及び基本的自由の保護のための条約（Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms）」（以下「欧州人権条約」という。）の実施機関である欧州人権裁判所（European Court of Human Rights）は宗教的若しくは人種的憎悪を扇動する表現に関する申立てについて、表現の自由として認めたものを除き、[2] 権利濫用として不受理としている。[3] また、欧州評議会（Council of Europe）は、意思決定機関である閣僚委員会（Committee of Ministers）をはじめとして、これまで宗教に限らず、人種的憎悪や排外主義、反ユダヤ主義等を内容とする表現を規制するよう加盟国に勧告[4]する等ヘイト・スピーチの問題に取り組んできた。この動向は二〇〇一年に起きた九・一一米国同時多発テロ以降、アラブ系移民やイスラム教徒に対する差別や排斥運動等の深刻化によってより活発化し、欧州評議会の他の機関や委員会も表現の自由への尊重とともにヘイト・スピーチの違法化を勧告[5]等している。

これらヨーロッパの状況に対して我が国はというと、差別、敵意又は暴力の扇動となる人種的、宗教的憎悪の唱

道の違法化等を規定する、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination）」（以下「人種差別撤廃条約」という。）第四条については留保を付しているものの、[6]「市民的及び政治的権利に関する国際規約（International Covenant on Civil and Political Rights）」（以下「自由権規約」という。）第二〇条については留保や解釈宣言を付さずに批准している。[7]もっとも、政府は既存の刑事規定でもって対応できるとして、[8]これら表現を直接規制する刑事規定を有していない。また、宗教を冒瀆する表現や宗教的憎悪を扇動する表現について、これら表現を直接取り扱った裁判例[9]は少数にとどまり、判例構築も進展していない状況にある。

そこで、本稿は、九・一一米国同時多発テロ以降の国内社会状況の変化を受けて、従来から存続していたコモン・ロー上の罪である神冒瀆罪を廃止し、宗教的憎悪扇動罪を創設したイギリスの事例に着目する。イギリスは欧州人権条約の締約国でありながら、一九九八年の人権法（Human Rights Act 1998）が二〇〇〇年に施行されるまでその国内裁判所は欧州人権条約を解釈・適用する義務を負っていなかった。[10]しかし、九・一一米国同時多発テロ以降、イスラム教徒らに対する排斥が社会問題化したこと、一九九八年の人権法が制定されたことによって国内法つまり神冒瀆罪と欧州人権条約とを適合させる必要が生じたこと、さらに英国国教会を中心としたキリスト教のみにしか適用されない神冒瀆罪とは異なり全ての宗教及び無神論者にも適用される宗教的憎悪扇動罪が創設されたこともあって、一〇〇年以上に亘って議論されてきた神冒瀆罪は二〇〇八年についに廃止された。このように神冒瀆罪が廃止に至った経緯及びそこで指摘された問題点を検討することによって、イギリスの事例を多文化社会・多元的価値社会における価値調整の一つのあり方として考察しようと思う。

第一章　神冒瀆罪の概要

第一節　神冒瀆罪の歴史

二〇〇八年の刑事司法及び移民法（Criminal Justice and Immigration Act 2008）[11]によって廃止されるまで、イギリス（イングランド及びウェールズ）にはコモン・ロー上の罪である神冒瀆罪（Blasphemy）[12]が存在していた。

この罪は名誉毀損に関するコモン・ロー上の罪 libel（文書による名誉毀損）と slander（口頭による名誉毀損）[13]の一種であるとされ、それぞれに対応して、blasphemous libel（神冒瀆的文書誹毀罪）と blasphemy（神冒瀆罪）に分けられるようだが、一般的には両者の総称として Blasphemy（神冒瀆罪）が用いられているようである。[14]

イギリスにおけるコモン・ロー上の神冒瀆罪の歴史は一六六〇年の王政復古後から始まるとされる。それ以前の神冒瀆罪は、宗教に対する罪の一つとして教会裁判所の管轄にあり教会法が適用されていた。[15]しかし、ヘンリー八世による宗教改革から王政復古にかけて、教会裁判所からローマ教皇への上告が禁止され、国王を宗教上の最高権威とする等、英国国教会がローマ教皇の下を離脱していったなかで、神冒瀆罪の管轄も教会裁判所からコモン・ロー裁判所へ移されたのである。

コモン・ロー裁判所に管轄権が移されて以降の、最も古いリーディングケースとされているのが一六七六年の Taylor 事件王座裁判所判決[16]である。「イエス・キリストは私生児で、売春屋である。」、「宗教はペテンである。」等の発言が罪に問われたこの事件の判決において、Hale 首席裁判官は「神冒瀆的な言説は神と宗教に対する罪であるだけでなく、法、国家及び政府に対する犯罪でもある」、「キリスト教信仰（Christianity）はイングランド法の一部であるがゆえに、キリスト教（Christian Religion）を叱責することは法を破壊することである」と述べ、晒し

刑や罰金等を内容とする有罪判決を下している。

この判断は、国教制度を採り法廷での宣誓に聖書を用いる等、宗教と国家との関連性が深く、かつ、国王が世俗と英国国教会の長を兼ねるイギリスにおいて、英国国教会やキリスト教の神、教義等を批判・中傷することは国家の権威を損ない国家転覆につながると考えられていたことを示すものだと評価されている。[17] また、英国国教会の教義と儀式に反する本を出版したことが問題とされた一六六五年の R v. Keach 事件[18]では、神冒瀆的文書誹毀罪ではなく、国家の秩序を乱すものとしてコモン・ロー上の文書扇動罪（seditious libel）[19]に問われ、Aylesbury 巡回裁判所は晒し刑や罰金等を内容とする有罪判決を宣告している。

これら神冒瀆的表現に関して、場合によっては神冒瀆罪ではなく文書扇動罪が適用されていたことからも、「英国国教会を国家権威の一部」とみなす認識があったことがうかがえる。しかし、この判断は、一九世紀の R v. Ramsay and Foote 事件における高等法院女王座部の無罪判決[20]において覆されている。キリスト教の真理や聖書を否定する雑誌記事が神冒瀆罪にあたるとされ訴追された本件の陪審説示の中で、Coleridge 首席裁判官は「キリスト教信仰は国法の一部である」というのはもはや真理ではない、として英国国教会と国家秩序を一体視する見方を否定したのである。

このようにイギリスのコモン・ロー上の神冒瀆罪の歴史はコモン・ロー裁判所に管轄が移された一七世紀から始まったとされている。そして、一九世紀後半に国家権威とキリスト教信仰の結びつきが否定されるまで、キリスト教（特に英国国教会）に対する神冒瀆的表現は国家権威を損なうものと位置付けられていたと言えよう。

第二節　神冒瀆罪が適用される宗教と同罪の成立要件

（1）　神冒瀆罪の適用範囲

神冒瀆罪の適用範囲について、英国国教会以外のキリスト教宗派についても神冒瀆罪による保護は及ぶのかという点が問題とされていた。この点に関してトマス・ペインの『理性の時代』を販売した書店が神冒瀆罪に問われた一七九七年の R v. Williams 事件の王座裁判所判決[21]において Ashurst 裁判官は、「旧約聖書と新約聖書の両方に対する（攻撃は）もっとも恥ずべきものとして、神冒瀆的文書誹毀にあたり、我々の聖なる宗教の基礎を掘り崩すもの」（括弧内引用者）であるとし、「この種の全ての罪は神に対する罪であるだけでなく、国法に対する犯罪でもある。それゆえ罰することができる」と述べ、旧約聖書に対する攻撃はキリスト教への攻撃であると判断している。そして、ローマ・カトリック女子修道院の特定の宗教規律等に対する文書誹毀が問題とされた一八三八年の Gathercole's 事件の York 巡回裁判所判決[22]において、Alderson 裁判官は次のように陪審説示を行っている。即ち、「国家宗教を守るために、ユダヤ教、イスラム教又はキリスト教のいかなる宗派を攻撃した者も、訴追により法的責任を問われることなく攻撃することができる」。これは、国家宗教（即ち英国国教会）は法によって公定化されたものであり、それゆえ、国家組織の一部をなし、他の宗教とは状況が異なるからである。そして、同様の理由により、「キリスト教信仰は国家宗教であるがゆえに、キリスト教信仰に対するあらゆる普遍的な攻撃は刑事訴追の対象となる」として、英国国教会を守る目的で他のキリスト教宗派等を攻撃することは容認されうるが、キリスト教信仰全体に対する攻撃は訴追されうるとの判断が示されたのである。また、旧約聖書を「粗末なもの」として、その著者を「でたらめな愚か者」として記述する等した文書を自己の書店で販売した出版者が罪に問われた一八四〇年の R v. Hetherington 事件の女王座裁判所有罪判決[23]では Patteson 裁判官が次のように判断している。即ち、

「キリスト教は国法であり、攻撃から保護される」、また、「旧約聖書と新約聖書は親密な関係にないと述べることは不可能」であり、「キリスト教信仰の根拠は旧約聖書の預言に部分的に立脚している」ことから、旧約聖書に対する攻撃は新約聖書に対する攻撃であって、国家宗教に対する攻撃にあたると述べているのである。さらに、Salman Rushdie の著作『悪魔の詩』が神冒瀆罪にあたるとしてなされた私人訴追について、神冒瀆罪の適用対象がキリスト教に限定されていることを理由として、著者らに対する召喚状を拒否したことについての司法審査が棄却された一九九〇年の Choudhury 事件の高等法院女王座部判決[24]において、神冒瀆罪はキリスト教、特に英国国教会への保護に限定されており、「英国国教会と相通じるものを持っているところの本質的な信条の範囲」については他のキリスト教宗派も保護されるとしたが、イスラム教に対する神冒瀆罪の適用は否定されている。このように、神冒瀆罪の適用範囲は判例上、英国国教会を中心にキリスト教へと拡張されており、二〇〇三年にまとめられた貴族院の宗教犯罪に関する特別委員会の第一報告書（後述第二章第二節（3）参照[25]）によると、他の宗教についてはその信条（beliefs）が英国国教会と部分的に重なるものにのみ適用され保護されると解されていた。

（2）神冒瀆罪の成立要件

神冒瀆罪の成立要件に関しては、二〇世紀の後半になっても神冒瀆的行為を犯すという「故意（mens rea）」は問われず、神冒瀆的な言説を出版・公表するという「犯罪行為（actus reus）」のみで足りるとされ、訴追するためには①意図的に出版・公表しようとしたこと、②公表しようとした言説が神冒瀆的であること、で十分だとされていた。[26]

どのようなものが神冒瀆的であるかに関しては、神冒瀆罪に関する主要な判例の多くが出された一九世紀以降に

確立されていった。まず、神冒瀆罪が免除される場合について、上述した一八四〇年の R v. Hetherington 事件の女王座裁判所有罪判決[27]で示されている。この判決では、英国国教会の教義や信条に対する攻撃的表現であったとしても、「穏当（sober）で節度（temperate）があり礼儀正しい様式（decent style）で」提示されているならばもはや神冒瀆的ではなく、神冒瀆罪が成立するためには、表現が下品な中傷でなければならないとされている。次に、誰を基準にして神冒瀆的とみなすかについては、一九二二年の R v. Gott 事件の刑事控訴院判決[28]で示された。エルサレムに入ったイエスを「背後に二匹のロバを従えたサーカスのピエロのように」描写等した新聞を販売したことについて下された有罪判決に対する上訴が棄却されたこの判決において Trevethin 首席裁判官は、「熱心な宗教感情を持つ人々」が記事によって憤慨させられることを要件としているのではなく、「熱心なキリスト教徒であろうと、不熱心なキリスト教徒であろうと、キリスト教に共感する誰もに対して、又は、単に彼らの思想に共感する人に対して、同じように不快」であることを要件としている。また、一八八三年の R. v. Ramsay and Foote 事件の高等法院女王座部判決[29]において、Coleridge 首席裁判官は陪審への説示の中で『The law of slander and libel』[30]から有罪の基準を引用し、「神聖な対象に対して不道徳かつ無礼な罵りを浴びせることによって、又は、無知および不注意に導くおそれのある虚偽の説明を故意にすることによって、若しくは、故意に詭弁を弄することによって、意図的に他者を堕落させ、侮辱し、誤解させること」と述べている。

（3）「神冒瀆的」要件の展開

しかし、この「神冒瀆的」であるとの判断基準は二〇世紀に入ると緩和されていくことになる。受遺者となった組織の理念が神冒瀆罪にあたり、それゆえその組織に対する遺贈は公序良俗に反し無効であるとして、遺贈の効力

が争われた民事事件である一九一七年の Bowman v. Secular Society Ltd. 事件の貴族院判決[31]において、Parker 裁判官は神冒瀆罪を構成するためには「他者の感情を憤慨させ、秩序紊乱を引き起こしそうな中傷、嘲り、不敬の要素がなければならない」と述べている。さらに、上述した一九二二年の R v. Gott 事件[32]では、神冒瀆罪の適用基準に関して、「キリスト教信仰、聖書、神聖な人物又は神聖な対象に対する下品かつ不快な攻撃であり、共同体一般の感情を憤慨させ、……治安破壊を引き起こしそうな」ものとされている。二〇世紀後半の事件で、神冒瀆罪によって訴追され有罪となった最後の事例であり、同性愛雑誌に掲載された死亡直後のキリストの体に対するソドミー行為等を描写した詩が神冒瀆罪にあたるとされた一九七九年の Whitehouse v. Lemon 事件の貴族院判決[33]においては、Scarman 裁判官[34]が「秩序紊乱を引き起こす傾向」及び「キリスト教信者の宗教感情を憤慨若しくは侮辱するかどうか」というテストを認めたうえで、現代における神冒瀆罪の定義として『A Digest of the Criminal Law』[35]の定義を引用している。そこでは、「神、イエス・キリスト、聖書、又は法により公定化された英国国教会の儀式書に関して、侮蔑し、罵り、下品であり、又は嘲る内容を含んでいる」公表物が神冒瀆罪にあたるとされ、「礼儀正しく節度ある言い回しで表現されているならば」キリスト教に対する敵対的な主張や神の存在の否定も神冒瀆罪には問われず、このテストは唱道された内容ではなく、唱道の方法に対して適用されると述べられている。なお、第二章第三節（1）で詳述する、神冒瀆罪廃止の契機となった二〇〇七年の Jerry Springer 事件の高等法院女王座部行政裁判所判決[36]の定義では、「キリスト教又はその象徴、儀式書に関するものであって、大変下品かつ不快であり、ある意味で、平和を危険に晒し、公衆道徳を悪化させ、社会構造を攪乱し、市民の不和を引き起こす傾向」のある表現が神冒瀆罪に該当するとされている。

（4）コモン・ロー上の神冒瀆罪と関連する制定法

これまで述べてきたコモン・ロー上の神冒瀆罪はその性質上成文化されていないが、同罪に関連する制定法には様々なものが存在している。たとえば、一八一九年の刑事文書誹毀法（Criminal Libel Act 1819）及び一八八八年の改正文書誹毀法（Libel Amendment Act 1888）である。一八一九年の刑事文書誹毀法一条は文書扇動罪に該当する出版物と神冒瀆的文書誹毀である出版物に適用されており、このうち、神冒瀆的文書誹毀は英国国教会の地位に対して攻撃を仕向けるような出版物に適用されると解されていた。[37] ただし、この規定が適用された事例はない状態にあったとされている。[38] また、一八八八年の改正文書誹毀法は新聞に対して一定の保護を与えるものであったが、同法三条及び四条は神冒瀆的なもの及び下品なものに関してはいかなる権利も与えるものではないとしていた。このうち、一八八八年の改正文書誹毀法の三条は一九九六年の名誉毀損法（Defamation Act 1996）によって、四条は一九五二年の名誉毀損法（Defamation Act 1952）によって削除されており、文書扇動規定を維持する必要から残されていた一八一九年の刑事文書誹毀法一条についても、コモン・ロー上の神冒瀆罪を廃止した二〇〇八年の刑事司法及び移民法七九条において、神冒瀆的文書誹毀部分が削除されている。

（5）小括

このように神冒瀆罪は、判例の展開によって、国家権威の維持から社会秩序の維持へと重点が移されていくとともに、犯罪行為の要件に関して、キリスト教徒の宗教感情をも判断基準に加えてその成否が判断されるようになったことがわかる。しかし、いずれの事件においても神冒瀆罪の保護対象は英国国教会を中心としたキリスト教信仰のみに限定されており、非キリスト教宗派には適用されない状況にあった。また、コモン・ロー上の神冒瀆罪に基

づく訴追自体二〇世紀以降はごくわずかであり、R v. Gott 事件[39]から Whitehouse v Lemon 事件[40]まで約六〇年の開きがあるように、この罪自体、死文化しているとみなされつつも、訴訟が提起されるたびにその存続を意識させられるという状況にあったと言える。

第三節　神冒瀆罪と欧州人権条約

イギリスは一九四九年に発足した欧州評議会の原加盟国であり、一九五一年に欧州人権条約を批准し、一九六六年に欧州人権裁判所の義務的管轄と個人申立権を承認している。しかし、条約に対して二元主義の立場を採っていたため、欧州人権条約上の権利を国内法に編入し、同条約上の権利と国内法との適合的解釈を要請する一九九八年の人権法が制定されるまでは、欧州人権条約に拘束されるのはイギリス政府であって、国内裁判所が国内法化されていない欧州人権条約と国内法とを適合的に解釈するといったことは一般的にはなされていなかった。[41]このような状況下で、一九九八年の人権法が制定される以前に、コモン・ロー上の神冒瀆罪に関する三件の事件――Gay News Ltd. 事件[42]、Choudhury 事件[43]、Wingrove 事件[44]――が欧州人権委員会[45]及び欧州人権裁判所に対して申立てられている。そこで、本節ではこれら三つの事件について検討する。

（1）　Gay News Ltd. 事件

一九八三年の Gay News Ltd. 事件は Whitehouse v. Lemon 事件[46]において有罪判決を受けた Gay News 社と同社の編集者である Lemon が、以下の理由に基づき、当該有罪判決が欧州人権条約の保障する表現の自由（一〇条）、思想及び信教の自由（九条）、罪刑法定主義（七条）及び差別の禁止（一四条）に違反していると欧州人権委員会

に申立てたものである。即ち、表現の自由、思想・信教の自由として、死の直後のキリストの体に対するソドミー行為等を描写した詩を同性愛雑誌に掲載した申立人らが有罪とされたことにつき、当該有罪判決が条約九条、一〇条に列挙されている規制目的を充たしていないこと、コモン・ロー上の神冒瀆罪という存在しない法原則に基づいて有罪判決がなされたこと、表現の自由及び思想・信教の自由の行使において差別されていることが条約違反にあたることを主張したのである。これらの主張に対して欧州人権委員会は神冒瀆罪が目的とする市民の宗教感情の保護は条約九条、一〇条各二項に規定する他者の権利の保護と合致すること、コモン・ローも条約七条で規定する法律でありコモン・ロー上の神冒瀆罪について国内裁判所は合理的かつ予見可能な解釈を与えてきていることから七条に違反していないこと、同性愛見解を理由とした差別に関する証拠はなく、キリスト教を保護することを目的とする法律による規制は、申立人らに対する差別を含んでいないこと等を理由として、申立不受理を決定している。

（2）Choudhury 事件

一九九一年の Choudhury 事件は、Salman Rushdie の『悪魔の詩』に関する事件である。この事件では、当該著作がイスラム教に対する神冒瀆的表現にあたるとして、イスラム教徒である申立人 Choudhury が著者である Rushdie と当該著書の出版社に対して私人訴追を行い、召喚状を治安判事に申請したところ、神冒瀆罪がキリスト教に対する神冒瀆的表現のみを適用対象としていることを理由に申請が認められなかったため、申立人 Choudhury が治安判事の判断に対し司法審査を求めた事件である。イギリス国内では、いずれの上訴審も神冒瀆罪の適用対象はキリスト教に限定されているとして、訴えを棄却している。このため、Choudhury はイギリスが中傷等からイスラム教を保護しておらず、条約九条で保障する信教の自由の享受が制限されており、神冒瀆罪によ

る保護がキリスト教のみに限定されていることが条約一四条の差別の禁止に反しているとして欧州人権委員会に申立てたのである。

当該事件で欧州人権委員会は、申立人の信条を表明する自由が直接的に干渉されたという主張がなされていないこと、宗教感情を侵害された場合に当該著作の著者や出版者に対して特別な手続きを提起する権利にまで条約九条が拡張されうるかについては、条約九条によるところの干渉からの自由と申立人の主張との間の関連性が指摘されていないため、条約旧二七条二項[47]に基づき事項的管轄と両立しえないこと、条約九条と関連した条約一四条違反についても、条約九条に基づく申立人の主張が認められないことから、条約一四条に基づく主張が成立しえないため、条約旧二七条二項に基づき事項的管轄と両立しえないとして、申立不受理を決定している。

このように、Gay News Ltd. 事件と Choudhury 事件は欧州人権委員会への申立てが受理されず欧州人権裁判所に付託されなかったため、次に紹介する Wingrove 事件が欧州人権裁判所で審理された唯一の事例となっている。

（3） Wingrove 事件

一九九六年の Wingrove 事件は、キリスト教の聖女をモチーフとするポルノビデオを一般販売するために一九八四年のビデオ・レコーディング法（Video Recordings Act 1984）によって義務付けられている分類証明書を英国映画分類委員会（British Board of Film Classification）に申請したところ、当該ビデオが神冒瀆罪に抵触するおそれがあるとして申請が拒否されたため、当該処分が条約一〇条で保障される表現の自由を侵害しているとして欧州人権裁判所に申立てたものである。この事件において欧州人権裁判所は、Whitehouse v. Lemon 事件貴族院判決[48]における神冒瀆罪の定義に関して争いがないこと、適切な法的助言があれば神冒瀆罪該当性が予見できたこと、宗教感

情の保護は条約一〇条二項で規定される「他者の権利の保護」と一致すること、神冒瀆罪の不平等性は本件の争点になっておらず、この不平等性は規制目的の正当性を減じないこと、宗教領域での個人の内奥の確信を傷つける可能性のある事柄に関する表現を制約する場合には、政治的言論に関する場合よりも評価の余地が広く認められること、神冒瀆罪を理由とした表現規制は民主的社会においては不必要という統一的な認識が締約国間に存在していないこと等を理由として、条約一〇条違反を認めていない。

（4）　小括

欧州人権委員会及び欧州人権裁判所の判断を整理すると、①市民の宗教感情の保護という規制目的は条約一〇条二項に列挙された「他者の権利の保護」と合致していること、②コモン・ローも条約七条で規定する法律であり罪刑法定主義に反せず、神冒瀆罪についても合理的かつ予見可能な解釈が国内裁判所によって与えられていること、③宗教領域での個人の内奥の確信を傷つける可能性ある表現については評価の余地が広く認められること、が分かる。しかし、Gay News Ltd. 事件や Choudhury 事件で争点となった神冒瀆罪の不平等性についての明確な判断は示されていない。これは、条約一四条が規定する差別の禁止は欧州人権条約が保障する他の権利・自由に関連していなければならないとされていることによるものであり、Gay News Ltd. 事件では同性愛見解を理由とした差別の証拠がないこと、Choudhury 事件では基礎となる条約九条に基づく信教の自由に対する干渉と申立てとの関連性が認められないことを理由として、条約一四条に関するいずれの申立ても認められていない。

このように、欧州人権委員会及び欧州人権裁判所はコモン・ロー上の神冒瀆罪について規制の目的及び罪刑法定主義との適合性という点については欧州人権条約違反を認めていないものの、不平等性については具体的判断を示

していなかったのである。

（1） European Commission for Democracy through Law (Venice Commission), 'Report on the Relationship between Freedom of Expression And Freedom of Religion: The Issue of Regulation and Prosecution of Blasphemy, Religious Insult and Incitement to Religious Hatred' CDL-AD (2008) 026 〈http://www.venice.coe.int/docs/2008/CDL-AD(2008)026-e.pdf〉 accessed 26 November 2012.

（2） 例えば、Giniewski v France App no 64016/00 (ECtHR, 31 January 2006).

（3） 例えば、Witzsch v Germany App no 7485/03 (ECtHR, 13 December 2005).

（4） Committee of Ministers of the Council of Europe, Recommendation (97) 20 E. 〈http://www.coe.int/t/dghl/standardsetting/media/doc/cm/rec(1997)020&expmem_EN.asp〉 accessed 26 November 2012.

European Commission against Racism and Intolerance (ECRI), General Policy Recommendation No. 1. 〈http://www.coe.int/t/dghl/monitoring/ecri/activities/gpr/en/recommendation_n1/Rec01en.pdf〉 accessed 26 November 2012.

（5） Parliamentary Assembly of the Council of Europe, Recommendation 1805 (2007). 〈http://assembly.coe.int/main.asp?Link=/documents/adoptedtext/ta07/erec1805.htm〉 accessed 26 November 2012.

ECRI, General Policy Recommendation No. 7. 〈http://www.coe.int/t/dghl/monitoring/ecri/activities/gpr/en/recommendation_n7/ecri03-8%20recommendation%20nr%207.pdf〉 accessed 26 November 2012.

（6） 本条に留保を付す理由として、表現の自由に対する萎縮効果や構成要件の明確性を担保出来ず罪刑法定主義に反すること等が挙げられ、憲法上の問題が生じるおそれがあるためとされている。（第一三四回国会衆議院外務委員会議録第六号二頁（平成七年一一月二一日））。

（7） 本条約の締結承認時においては、表現の自由を現在以上に制限してまで規制しなければならない、現行法で規制しえない具体的法益侵害が想定されないため留保する必要がない旨の説明がなされている。（第八七回国会衆議院外務委員会議録第五号五―六頁（昭和五四年三月二三日））。

（8） 外務省「規約第四〇条（b）に基づく第五回報告に関する自由権規約委員会の事前質問に対する政府回答」四〇頁

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/pdfs/jiyu_kaito.pdf（二〇一二年一一月二六日アクセス）。

（9）例えば、「幸福の科学」会員による慰謝料請求訴訟第一審判決（大阪地判平成五年二月二六日判時一四八〇号一〇五頁、福岡地判平成五年三月二三日判時一四八〇号一〇五頁、東京地判平成五年五月二一日判時一四八〇号一〇五頁、名古屋地判平成五年三月二六日判タ八三三号二三三頁）。

（10）江島晶子『人権保障の新局面　ヨーロッパ人権条約とイギリス憲法の共生』（日本評論社、二〇〇二年）二八頁。

（11）Criminal Justice and Immigration Act 2008, s 79.

（12）Blasphemy に関する先行研究としては、Ivan Hare, 'Blasphemy and Incitement to Religious Hatred: Free Speech Dogma and Doctrine' in Ivan Hare and others (eds), *Extreme Speech and Democracy* (Oxford University Press 2009) 289 のほか、国内文献としては内野正幸「神冒瀆的表現の規制をめぐって」芦部信喜先生古希祝賀『現代立憲主義の展開』五五九―五八四頁（有斐閣、一九九三年）、内野正幸『表現・教育・宗教と人権』（弘文堂、二〇一〇年）二五七頁―二八七頁、斉藤小百合・奥平康弘「イギリスにおけるコモン・ロー上の "blasphemy"（神聖冒瀆）について」時の法令一五八四号（一九九八年）三〇―四四頁等を参照。なお、blasphemy の日本語訳に関して、「神冒瀆」（前掲、内野正幸）又は「神聖冒瀆」（前掲、斉藤小百合・奥平康弘）が用いられているようだが、本稿では blasphemous libel（神冒瀆的文書誹毀）と区別される狭義のものを英小文字の blasphemy（神冒瀆罪）とし、blasphemous libel を含む広義での神冒瀆罪に対しては固有名詞としての Blasphemy を用いる。

（13）田中英夫『英米法のことば〈法学教室選書〉』（有斐閣、一九八六年）一六五―一七一頁。

（14）例えば、宗教犯罪に関する貴族院の特別委員会報告（本稿第二章第二節(3)参照）では blasphemy（and blasphemous libel）としている。Select Committee on Religious Offences in England and Wales, *Religious Offences in England and Wales* (first report), (HL 2002-03, 95-I) App 3.〈http://www.parliament.the-stationery-office. co. uk/ pa/ ld200203/ ldselect/ldrelof/95/9501.htm〉accessed 26 November 2012.

（15）一六六〇年以前の神冒瀆罪に関しては G. D. Nokes, *A History of the Crime of Blasphemy* (Sweet & Maxwell 1928) 参照。

（16）*R v Taylor* (1676) 1 Vent 293, (1676) 86 ER 189, (1676) 3 Keb 607.

（17）Ivan Hare (n 12) 291.

(18) *R v Keach* (1665) 6 St Tr 701.

(19) 文書扇動罪及び扇動的言論について James F Stephen の定義によると、「扇動的意図を持ってあらゆる言葉を話すこと若しくは文書による名誉毀損（libel）に該当するものを出版すること」であるとされている。James F Stephen, *A Digest of the Criminal Law (Indictable Offences)* (9th edn, Sweet & Maxwell 1950) art 112.

(20) *R v Ramsay and Foote* (1883) 15 Cox CC 231, 235.

(21) *R v Williams* (1797) 26 St. Tr. 654, 714.

(22) *Gathercole's case* (1838) 2 Lewin 237, 254.

(23) *R v Hetherington* (1840) 4 St. Tr. N. S. 563, 597-598.

(24) *R v Chief Metropolitan Magistrate, ex parte Choudhury* (1991) 1 QB 429, 3 WLR 986, 998-999. なお、本判決では、一九九八年の人権法制定以前にもかかわらず欧州人権条約及び欧州人権裁判所判例の検討が行われており、神冒瀆罪の妥当性について欧州人権条約が影響を与えていたとする見解がある。江島晶子・前掲注(10)一三九―一四一頁。

(25) Select Committee on Religious Offences in England and Wales (n 14) App 3, para 4.

(26) *R v Lemon, R v Gay News Ltd.* (1979) AC 617, 1 All ER 898, 902.

(27) *R v Hetherington* (n 23), 590.

(28) *R v Gott* (1922) 16 Cr. App. R. 87, 89-90.

(29) *R v Ramsay and Foote* (n 20), 236.

(30) Henry Coleman Folkard, *The law of slander and libel* (4th edn, Butterworths 1876) 599-600.

(31) *Bowman v Secular Society Ltd.* (1917) AC 406, 446.

(32) *R v Gott* (n 28), 89.

(33) *R v Lemon, R v Gay News Ltd.* (n 26).

(34) 本事件は一九九八年の人権法制定以前のものであるが、Scarman 裁判官は判決文中で欧州人権条約に言及しており、コモン・ローの不明確な部分を欧州人権条約に適合するよう解釈していると評価する見解がある。江島晶子・前掲注(10)八二―八六頁。

(35) James F Stephen (n 19) art 214.

(36) *R (on the application of Stephen Green) v The City of Westminster Magistrates' Court* [2007] EWHC 2785 (Admin), [16].

(37) Select Committee on Religious Offences in England and Wales (n 14) ch 3, para 22.

(38) Select Committee on Religious Offences in England and Wales (n 14) ch 3, para 22.

(39) *R v Gott* (n 28).

(40) *R v Lemon, R v Gay News Ltd.* (n 26).

(41) 一九九八年の人権法制定までの欧州人権条約のイギリス司法への影響及び一九九八年の人権法を検討したものとして江島晶子・前掲注(10)の文献及び一九九八年の人権法制定後の状況については江島晶子「ヨーロッパ人権条約とイギリス一九九八年人権法」芹田健太郎ほか（編）『国際人権法と憲法』二〇三―二三二頁（信山社、二〇〇六年）を参照。

(42) *Gay News Ltd. and Lemon v United Kingdom* (1983) 5 EHRR 123.

(43) *Choudhury v United Kingdom* (1991) 12 HRLJ 172.

(44) *Wingrove v United Kingdom* App no 17419/90 (ECtHR, 25 November 1996). 日本語の判例評釈としては金原恭子「瀆神的表現　キリスト教の神を冒瀆するビデオ作品への販売等規制措置――ウィングローヴ判決――」戸波江二ほか（編）『ヨーロッパ人権裁判所の判例』（信山社、二〇〇八年）四〇五―四一〇頁がある。

(45) 欧州人権委員会（European Commission of Human Rights）は、欧州人権裁判所が一九九八年に現行制度へと改組される以前に存在した機関で、申立ての受理可能性について審査し、その上で申立てを受理したものについては事実の審査と調停を行っていた。調停に失敗した事件については条約違反の有無の決定をなすために、欧州人権裁判所若しくは欧州評議会閣僚委員会に付託していた。

(46) *R v Lemon, R v Gay News Ltd.* (n 26).

(47) 旧第二七条（不受理とされる申立て）　二　委員会は、第二五条によって付託される請願で、この条約の規定に抵触し、明白に根拠不十分であり、又は請願権の濫用であると考えるものを不受理とする。

(48) *R v Lemon, R v Gay News Ltd.* (n 26).